

坂水給発第 1088号
平成30年11月16日

指定給水装置工事事業者各位

坂戸、鶴ヶ島水道企業団
企業長 齊藤芳久
(公印省略)

工事写真の提出に関する見直し等について（通知）

給水装置工事の道路掘削占用申請は、従前より企業団において申請手続きを行うよう道路管理者から指示を受けています。そのため、各事業者におかれましては、道路管理者の許可条件及び企業団からの指導に基づき、適正な工事施行に努めていただいているところです。しかしながら、工事写真の不備等（具体的には写真の不足・紛失、提出の遅延、乳剤散布量の不足、組成・使用材料の誤りなど）が多数見受けられ、内容によっては再施工を指示している状況です。給水装置については道路下の埋設管も含め、施主個人の所有物であり、工事費用は全額施主負担であることから、不要な工事費が生じることのないよう企業団としましても対策を講じる必要があります。

つきましては、当該状況の改善を図るため、平成30年12月17日以降のしゅん工検査については、しゅん工届に道路占用工事写真（仮復旧工事写真）2部の添付を義務付けるものとし（しゅん工届に先立ち工事写真のみを提出してもかまいません。）、不備が確認された場合は、しゅん工検査の際に、又はしゅん工検査後速やかに再施工等の改善命令を文書にて行うものとします。また、舗装本復旧工事写真についても、施工日から30日以内の提出を義務付けますので、遅延なきよう写真整理に当たってください。その他、工事写真の撮影項目、道路使用許可証（写し）の提出方法等について、別添のとおり「工事写真撮影等指示書」を作成したので、ご確認ください。

なお、平成30年12月14日までにしゅん工検査を受検された給水装置工事に伴う仮復旧工事写真2部及び道路使用許可証（写し）1部、並びに本通知日以前に施工された舗装本復旧の工事写真2部及び道路使用許可証（写し）1部につきましては、随時、ご提出いただき、遅くとも平成30年12月28日までには必ず提出してください。

問合せ先

坂戸、鶴ヶ島水道企業団
給水課給水担当

049-283-1954

工事写真撮影等指示書

道路占用（物件設置等を含む。）工事に当たっては、道路管理者の許可条件を遵守し、許可書等の条件に従って行うこと。また、工事写真の撮影においては、下表を参考とし、工程ごとに寸法等を確認できるよう注意すること。

なお、舗装本復旧標準影響範囲については、坂戸、鶴ヶ島水道企業団給水装置施工基準（施工編）資-46 舗装本復旧標準影響範囲を参照し、不明な点等は企業団に確認すること。

(1) 撮影する工種等について（坂戸市道・鶴ヶ島市道） ※県道については、別途許可条件を確認すること。

道路占用工事（舗装仮復旧工事）

工種	坂戸市道	鶴ヶ島市道	撮影項目
着工前			
舗装版切断			施工中 既設舗装厚（スタッフ使用） 汚泥の回収状況
			幅・深さ
新設管			本管のOF・DP（スタッフ使用） 水圧試験 コア挿入状況（铸铁管から分岐する場合） 融着状況（EFプラグ付サドルの場合） 配管状況（連合管の場合はOF・DP、スタッフ使用）
			撤去前
			撤去後
			引き上げた撤去管
路床	1層20cm以内 川砂、山砂、再生砂、改良土等	1層30cm以内 川砂、山砂、再生砂、改良土等	・転圧状況 ・転圧後（転圧後の上部からGLまでの寸法及び転圧層の厚さ、スタッフ使用）
	1層10cm以内 切込碎石（RC可※）	1層15cm以内 切込碎石（RC可）	
上層路盤	1層10cm以内 粒調碎石（RM可※）	1層15cm以内 粒調碎石（RMは40-0であれば可。ただし、仕上厚12cm未満の路盤では不可）	※坂戸市区画整理地内は、再生材不可の路線もあるため、必ず許可書の組成図を確認すること
	1層7cm以内 基層：粗粒度AC（再生可） 表層：密粒度AC（再生可） ※透水性ACの路線もあり	1層7cm以内 基層：粗粒度AC（再生可） 表層：密粒度AC（再生可）	・施工中 ・施工後 ・プライムコート及びタックコート ※必ず全面散布後の状況を撮影すること ・温度測定 ・シールコート
完成			・「W」マークを入れること ・連合管の場合は、起点、起点から50mごと及び終点に「W」マークを入れること

舗装本復旧工事

工種	坂戸市道	鶴ヶ島市道	撮影項目
着工前			
舗装版切断			施工中 既設舗装厚（スタッフ使用） 汚泥の回収状況
			幅・深さ
アスファルト舗装	1層7cm以内 基層：粗粒度AC（再生可） 表層：密粒度AC（再生可） ※透水性ACの路線もあり	1層7cm以内 基層：粗粒度AC（再生可） 表層：密粒度AC（再生可）	・施工中 ・施工後 ・プライムコート及びタックコート ※必ず全面散布後の状況を撮影すること ・温度測定 ・シールコート
			・「W」マークを入れること ・連合管の場合は、起点、起点から50mごと及び終点に「W」マークを入れること

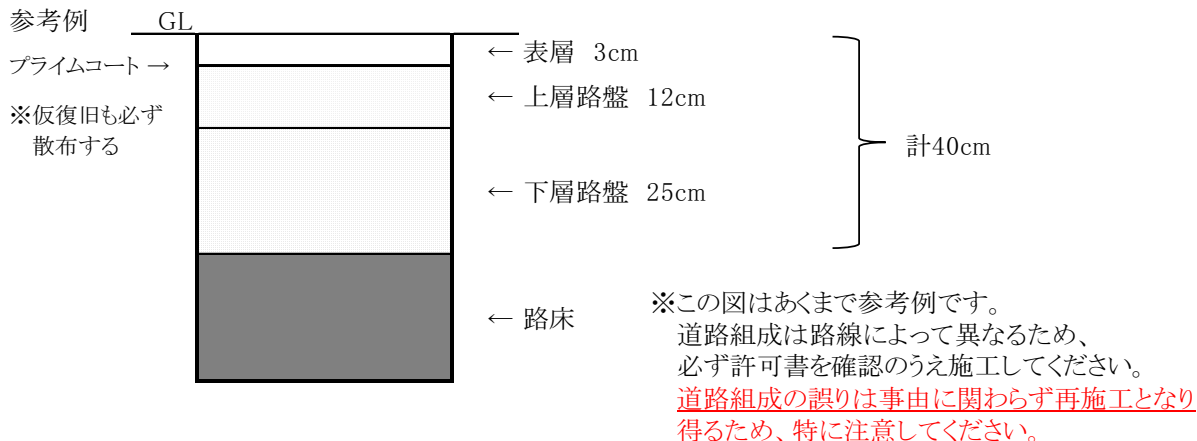
※1 その他、別途企業団から指示を受けた写真を撮影すること。

※2 転圧状況については、必ず1層ごとに写真を撮影すること。

※3 区画整理地内等の組成については特殊な場合が多々あるので、必ず道路占用許可書等に添付されている指示事項を確認し、施工すること。また、歩道部分については歩道（縁石有り）と歩道（乗り入れ部分）で組成が変わるので注意すること。

※4 組成をはじめ、道路占用許可書等に添付されている指示事項に従わずに施工した場合は、再施工となる場合があります。道路管理者及び企業団においては、工事写真により現場の施工状況を確認するので、撮影漏れ等のないよう十分注意すること。

(2) 組成復旧写真の撮り方について



路床部分の撮影

坂戸市は1層20cm以内、鶴ヶ島市は1層30cm以内の仕上がりごとに写真を撮ります。
路床部分の埋戻しが終わった段階においても写真を撮ります。この段階での撮り忘れに注意してください。

下層路盤の撮影

坂戸市は1層10cm以内、鶴ヶ島市は1層15cm以内の仕上がりごとに写真を撮ります(タンパ転圧)。

参考例(坂戸市道を想定)では、下層路盤25cmの指示です。

下層路盤1層目(10cmを転圧) GL-30cm →転圧状況・転圧後を撮る

下層路盤2層目(10cmを転圧) GL-20cm →転圧状況・転圧後を撮る

下層路盤2層目(5cmを転圧) GL-15cm →転圧状況・転圧後を撮る

となります。この例では、下層路盤25cmに対し、1・2層目を10cm、3層目を5cmとしましたが、
最後の層の厚さが5cmなど、10cmに満たない場合であっても、写真は省略せず、必ず撮ってください。

上層路盤の撮影

坂戸市は1層10cm以内、鶴ヶ島市は1層15cm以内の仕上がりごとに写真を撮ります(タンパ転圧)。

参考例(坂戸市道を想定)では、上層路盤12cmの指示です。

上層路盤1層目(10cmを転圧) GL-5cm →転圧状況・転圧後を撮る

上層路盤2層目(2cmを転圧) GL-3cm →転圧状況・転圧後を撮る

となります。2層目の撮り忘れに注意してください。

プライムコート(タックコート)散布状況の撮影

表層部分を施工する前に、ムラの無いよう、まんべんなく全面にプライムコートを散布し、必ず散布後の
写真を撮ります。仮復旧であっても必ず散布します。散布途中の写真は必要ありません。

表層の撮影

坂戸市、鶴ヶ島市ともに1層7cm以内の仕上がりごとに写真を撮ります。

坂戸市、鶴ヶ島市ともに小穴であっても必ず即日、加熱合材による仮復旧を行います。常温合材による
暫定復旧は許可されていません。

温度測定写真を忘れずに撮ります。

表層の施工後、シーラコート施工後の状況写真及び「W」マークの写真を撮ります。

(3) 工事写真及び道路使用許可証（写し）の提出について

仮復旧工事における道路使用許可証（写し） 1部	工事着工前日までに、提出すること
仮復旧工事写真 2部	給水装置工事しゅん工届に添付し、提出すること
本復旧工事写真 2部	本復旧施工日から30日以内に提出すること
本復旧工事における道路使用許可証（写し） 1部	

(4) 道路占用工事写真（仮復旧工事写真）の確認について

基本的に本指示書に基づき、工事写真が作成されているかを確認します。確認作業は、遅くともしゅん工検査前日の検査準備において行うため、しゅん工検査日の2営業日前までにしゅん工届と併せて仮復旧工事写真（2部）を提出できない場合は、しゅん工検査を受検できないものとします。

工事写真の撮影に当たり、道路組成については路線によって異なるため、必ず道路管理者の許可書を確認してください。写真が不足している、写真内容が指示書と異なっているなど（乳剤の全面散布が確認できない、許可書の組成と異なる、1層当たりの転圧寸法を遵守していないなど）不備が確認された場合は、しゅん工検査の際に、又はしゅん工検査後速やかに再施工等の改善命令について、書面にて通知します。以上を踏まえ、写真撮影に当たっては十分注意してください。

なお、道路占用工事写真に不備があった場合であっても、不正・悪質な行為、法令違反、その他の不備等が確認されない場合は、企業団の判断するところにより給水装置工事のしゅん工検査は合格とし、道路占用掘削工事については、舗装本復旧の施工も含め、別途、管理及び指導等を行います。

(5) 舗装本復旧工事の施行について

本復旧については、仮復旧施工後、道路管理者の指示による自然転圧期間を設け、速やかに施工してください。やむを得ない事由により、道路管理者から許可を受けた工事期間内に本復旧を施工できなかった場合は、再度、道路管理者から本復旧工事の許可を受けなければならないため、必ず企業団へ報告し、指示を受けてください。

なお、(3)に記載のとおり、本復旧工事写真については、必ず本復旧施工日から30日以内に道路使用許可証（写し）を添えて企業団へ提出してください。